

新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

I 諮問事項

1 保険料率等の改定（条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5）

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医療分	所得割	6.30/100	6.02/100	0.28/100	4.65ポイント
	均等割	32,400円	30,600円	1,800円	5.88%
	賦課割合	58:42	58:42	据え置き	-
	限度額	510,000円	510,000円	-	-
支援金分	所得割	2.17/100	2.34/100	△0.17/100	△7.26ポイント
	均等割	10,800円	10,800円	-	-
	賦課割合	58:42	58:42	据え置き	-
	限度額	160,000円	140,000円	20,000円	14.29%
合計	所得割	8.47/100	8.36/100	0.11/100	1.32ポイント
	均等割	43,200円	41,400円	1,800円	4.35%
	限度額	670,000円	650,000円	20,000円	3.08%
介護分	所得割	1.55/100	1.64/100	△0.09/100	△5.49ポイント
	均等割	15,300円	15,000円	300円	2.00%
	賦課割合	50:50	50:50	-	-
	限度額	140,000円	120,000円	20,000円	16.67%

（改定等の理由）

〔医療分〕

○新宿区の被保険者数は、微増(1.91%増)と見込んだ。(資料2参照)

○特別区全体としては、前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費が増加するため概算交付額が増加となるが、前々年度の精算分としての返納額が増加するため、総額として減額となる。また、1人当たり医療費の増加傾向による療養給付費の増加、保険料減額措置相当分を含め高額療養費等の賦課額(約77億円、うち、減額措置相当分約11億円)により医療分の賦課総額は増加した。(資料3参照)

〔支援金分〕

○新宿区の後期高齢者支援金は、概算分について後期高齢者の医療費の増加傾向により増加(25年度比約2億900万円増)するが、前々年度の精算分の影響により総額として減少(25年度比約1,000万円減)し、さらに減額措置相当分として的高額療養費相当分が減少するなどの理由から全体の保険者負担額は約2,400万円の減である。(資料2参照)

〔介護分〕

○新宿区の介護納付金は、概算分について介護サービスの増加傾向により増加(25年度比で約8,000万円増)が見込まれる。しかし、同納付金の前々年度の精算分の影響や減額措置相当分として的高額療養費相当分が減少することなどの理由から全体の保険者負担額は約1,800万円の増である。(資料2参照)

2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
医療分	7割減額	22, 680円	21, 420円	1, 260円
	5割減額	16, 200円	15, 300円	900円
	2割減額	6, 480円	6, 120円	360円
介護分	7割減額	10, 710円	10, 500円	210円
	5割減額	7, 650円	7, 500円	150円
	2割減額	3, 060円	3, 000円	60円

（改定等の理由）

○医療分、介護分のそれぞれの均等割額の改定に伴い、減額する額を改定する。

3 賦課限度額の増額（条例第15条の16、第16条の5、第19条の2）

後期高齢者支援金等賦課限度額について「14万円」を「16万円」に、介護納付金賦課限度額について「12万円」を「14万円」に改め、また、同様に、保険料の減額を規定する条項においてそれぞれ賦課限度額を改める。

4 その他（条例第13条）

保健事業の見直しをしたことに伴い、「被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。」を「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。」に改めるとともに、第1号から第4号を削除する。

II 報告事項

1 延滞金の割合特例に関する規定の整備について（付則第2条）

地方税法に規定する延滞金の割合の特例に関する条項が改正されたことに伴い、新宿区国民健康保険条例付則第2条で準用する延滞金の割合特例について、地方税法と同様の改正をする。

2 国民健康保険料均等割額の減額賦課対象世帯の拡充に伴う規定の整備について（条例第19条の2）

「平成26年度税制改革の大綱」が閣議決定され、「国民健康保険料均等割額の減額賦課の対象となる世帯」が拡充されたことにより規定を改める。（5割軽減・2割軽減の判定基準を見直す。）